

⑥ 受給者証の内容に変更があった際の手続き

受給者証の内容に変更があった場合は、お手元の受給者証、と下記の必要書類を揃えて、お住まいの区の保健センターへ届け出てください。

変更内容	受給者証以外の必要書類													
市内（区間）で転居した場合	① 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届 ② 新しい住所が確認できる書類													
名前が変わった場合	① 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届 ② 新しいお名前が確認できる書類													
加入している保険が変更になった場合	① 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届 ② 新しい医療保険の資格情報が確認できる資料 ③（自己負担上限月額が変更になる場合） 札幌市小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書【変更】、所得（市・道民税）証明書													
重症患者認定の基準を満たした場合 (P. 8)	① 札幌市小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書【変更】 ② 重症患者認定申請書 ③（基準①の場合）身体障害者手帳の写し ※意見書の内容から明らかに判断できる場合は省略可 ④ 医療意見書													
「高額かつ長期」に該当した場合 (P. 8)	① 札幌市小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書【変更】 ② 医療費申告書 ③ 自己負担上限額管理票 （指定医療機関が発行する領収書または診療明細書でも代用可能） ④ 重症患者認定申請書													
人工呼吸器等を装着する場合 (P. 8)	① 札幌市小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書【変更】 ② 人工呼吸器等装着者証明書													
（自己負担上限月額変更を伴う） 世帯構成の変更がある場合	① 札幌市小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書【変更】 ② 自己負担上限月額の変更となる事項を証明する書類 （医療保険の資格情報が確認できる資料の写し、所得所得（市・道民税）証明書など）													
生活保護を開始した場合	① 札幌市小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書【変更】 ② 生活保護受給証明書													
生活保護を廃止した場合	① 札幌市小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書【変更】 ② 新しい医療保険の資格情報が確認できる資料													
世帯按分に該当することになった場合※ （同じ医療保険に加入する難病・小慢・特定疾患の患者が複数人になる場合） (P. 8)	① 札幌市小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書【変更】 ② 世帯按分の対象となる受給者証の写し ③ 医療保険の資格情報が確認できる資料（同一の保険であることを確認するため） ※患者が複数となっても世帯の負担が増えないよう、世帯内の対象患者数を勘案し、負担上限額が按分されます。 例：上限額が1万円の世帯に小慢児童等が2名いる場合、世帯上限額が1万円になります。（世帯上限額を按分し、1名あたりの上限額が5,000円になります） <table><tr><td>世帯上限額</td><td>10,000 円</td><td rowspan="3">➡</td><td>世帯上限額</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>(1 人目)</td><td>(10,000 円)</td><td>(1 人目)</td><td>(5,000 円)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(2 人目)</td><td>(5,000 円)</td></tr></table>	世帯上限額	10,000 円	➡	世帯上限額	10,000 円	(1 人目)	(10,000 円)	(1 人目)	(5,000 円)			(2 人目)	(5,000 円)
世帯上限額	10,000 円	➡	世帯上限額		10,000 円									
(1 人目)	(10,000 円)		(1 人目)		(5,000 円)									
			(2 人目)	(5,000 円)										
マイナンバーが変更になった場合	① 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届 ② 新しいマイナンバーが確認できる書類													
受給者証を紛失・破損した場合	小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書													
・札幌市外へ転居する場合 ・受給者証が不要になった場合	小児慢性特定疾病医療受給者証返還届													